

政府調達事務規則

17—一般—10050

2017年 4月 1日

改正19—一般—00007

2019年 2月 1日

改正21—一般—00099

2021年 4月 1日

改正26—一般—00043

2026年 2月27日

(目的)

第1条 この規則は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し必要な事項を定め、もって契約事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第十号の2に規定するプログラムをいう。
- 二 特定役務 改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス及び同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（本規程において「建設工事」という。）に係る役務をいう。
- 三 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

四 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の上記の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、会社の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入に係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合には当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合には当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、1月当たりの予定賃借料又は1月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

一 物品等の調達契約 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）（以下「国の特例政令」という。）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

二 特定役務のうち建設工事の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

三 特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

四 特定役務のうち前二号以外の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

2 前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達すべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

(契約の方法)

第4条 会社は、次項に規定する場合を除き、公告して申請をさせることにより競争に付さなければならない。

- 2 契約の性質若しくは目的により前項の競争に加わるべき者が少数で競争に付する必要がない場合又は当該競争に付すことが会社にとって不利と認められる場合は、指名競争に付すものとする。

(入札の原則)

第5条 前条第1項の競争（以下「一般競争」という。）又は同条第2項の指名競争（以下「一般競争等」と総称する。）は、入札の方法をもってこれを行わなければならない。

- 2 入札は、書面をもって、直接に又は郵送等により行うものとする。
- 3 入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。

(競争参加資格の事前審査)

第6条 会社は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約事務取扱規則第13条第1項の規定による審査については、随時に、しなければならない。

- 2 会社は、契約事務取扱規則第13条第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに契約事務取扱規則第13条第4項に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。
- 3 会社は、契約事務取扱規則第36条の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、指名競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。
- 4 会社は、契約事務取扱規則第36条の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに契約事務取扱規則第39条第1項の規定により準用される契約事務取扱規則第13条第4項に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示をしなければならない。
- 5 会社は、第2項及び前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
 - 一 調達する物品等又は特定役務の種類
 - 二 契約事務取扱規則第13条第1項又は契約事務取扱規則第36条に規定する資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- 6 会社は、特定調達契約に関する事務については、指名競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しなければならない。

(参加のための条件)

第7条 会社は、調達要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

(一般競争契約)

第8条 会社は、特定調達契約につき入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に官報により公告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。

一 特定調達契約に係る次に掲げる事項について、特定調達契約につきこの項の規定による公告（以下「一般競争公告」という。）を行う日の前日から起算して1年前の日から40日前の日までの間に官報によりあらかじめ公示している場合 10日

イ 調達の内容

ロ 入札期日として予定する日付

ハ 調達に関心を有する者は、契約を担当する職員に対して当該調達に係る入札に参加しようとする意思がある旨の表明をすべきこと。

二 第14条に規定する文書を交付する場所

ホ 次条各号に掲げる事項（この号の規定による公示の際に示すことができないものを除く。）

二 特定調達契約の締結までに急を要する場合 10日

三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合 40日から、5日にその該当する場合の数を乗じて得た日数を減じた日数

イ 一般競争公告を官報の発行に関する法律（令和5年法律第85号）第5条の規定により発行される官報により行う場合

ロ 第14条に規定する文書の交付（一般競争公告を行った日から行われる交付に限る。）を電子情報処理組織を使用して行う場合

ハ 入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合

四 特定調達契約により調達される物品等又は役務が、政府以外の者により通常行われる取引（物品等の取引にあつては、売買取引に限る。）の対象となる物品等又は役務（当該取引の際にそれらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。）

である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数

イ 前号イ及びロに掲げる場合に該当する場合（ロに掲げる場合を除く。） 13日

ロ 前号イからハまでに掲げる場合の全てに該当する場合 10日

2 会社は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、

さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

(公告事項)

第9条 一般競争公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 競争入札に付する事項
 - 二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 三 契約条項を示す場所
 - 四 競争執行の場所及び日時
 - 五 入札保証金に関する事項
 - 六 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の一般競争公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の一般競争公告の日付
 - 七 契約事務取扱規則第13条第4項の規定による申請の時期及び場所
 - 八 第14条に規定する文書の交付に関する事項
 - 九 落札者の決定の方法
- 2 会社は、前項の規定による公告において、契約を担当する職員の氏名及びその所属する部署の名称並びに契約の手續において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。
- 一 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
 - 二 契約事務取扱規則第13条第4項の規定による申請の時期
 - 三 契約を担当する職員の氏名及びその所属する部署の名称
- 3 会社は、第1項の規定による公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

(競争参加資格の審査)

第10条 会社は、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において一般競争公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において指名競争公示をした後、当該一般競争公告又は指名競争公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から契約事務取扱規則第13条第2項の規定又は契約事務取扱規則第39条第1項の規定により準用される契約事務取扱規則第13条第2項の規定による参加の申請があったときは、速やかに、その者が契約事務取扱規則第13条第1項又は契約事務取扱規則第36条に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

- 2 会社は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、契約事務取扱規則第36条に規定する資格を有すると認められた者のうちから、契約事務取扱規則第37条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第2項に規定する事項及び第3項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 3 会社は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第1項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時にあっては第6条第1項第二号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有することを認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。
- 4 会社は、第1項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時まで同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

(指名競争契約)

- 第11条** 第8条第1項の規定及び第9条の規定は、会社が特定調達契約につき指名競争に付そうとする場合について準用する。この場合において、第8条の見出し中「一般競争契約」とあるのは「指名競争契約」と、第8条第1項中「公告しなければならない。」とあるのは「公示しなければならない。」と、同条同項第一号中「公告（以下「一般競争公告」という。）」とあるのは「公示（以下「指名競争公示」という。）」と、同条同項第三号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、第9条の見出し中「公告」とあるのは「公示」と、同条第1項各号列記以外の部分中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同条同項第一号から第五号中「事項」とあるのは「事項及び契約事務取扱規則第37条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件」と、同条同項第七号中「契約事務取扱規則第13条第4項の規定」とあるのは「契約事務取扱規則第39条第1項において準用する契約事務取扱規則第13条第4項の規定」と読み替えるものとする。
- 2 契約事務取扱規則第37条の規定による基準により指名される競争参加者に対しては、第9条第1項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項を第1項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。
 - 3 前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - 一 一連の調達契約にあっては、前条第1項第六号に掲げる事項
 - 二 契約の手続において使用する言語

(競争参加者の指名)

第12条 会社は、指名競争公示後、当該競争に関する参加の申請があった時は、遅滞なく、当該申請者の競争参加資格の有無及び指名に関する基準への適合性を審査、指名し、当該申請者に通知するとともに、開札日までに指名できないおそれがある場合は、予め、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(技術仕様)

第13条 会社が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。

- 一 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
- 二 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

2 会社は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

(入札説明書の交付)

第14条 会社は、特定調達契約につき一般競争等に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

- 一 第9条又は第11条の規定により公告又は公示（以下「一般競争公告等」という。）をするものとされている事項（ただし、第9条第1項第八号に掲げる事項を除く。）
- 二 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- 三 開札に立ち会う者に関する事項
- 四 契約担当者の氏名並びにその所属する部等の名称及び所在地
- 五 契約の手續において使用する言語
- 六 契約の手續において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
- 七 その他必要な事項

(公告事項等の変更)

第15条 一般競争公告等又は入札説明書の内容のうち重大なものを変更した場合は、官報により公告しなければならない。

(落札)

第16条 会社は、一般競争公告等に示した競争執行の場所及びその日時に、入札者を立ち合わせて開札しなければならない。この場合において、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

2 価格その他の条件が会社にとって最も有利な申込を行った入札者を落札者とする。

3 会社は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて確認を求めることができる。

(落札者の決定に関する通知)

第17条 会社は、特定調達契約につき一般競争等の落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者からの請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

(一般競争等に関する記録)

第18条 会社は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について記録を（契約の手續において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）作成し、落札の日から少なくとも3年間保管するものとする。

- 一 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- 二 入札者の申込に係る価格
- 三 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定理由
- 四 無効とされた入札がある場合は、当該入札の内容及び無効とされた理由
- 五 第10条第1項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項
- 六 その他必要な事項

(随意契約)

第19条 特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り随意契約によることができる。

- 一 一般競争等に応ずる入札がない場合、行われた入札がなれ合いによる場合若しくは入札に関する条件に合致したものである場合若しくは落札者が契約を締結しなかった場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないこ

とを条件とする。

- 二 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
- 三 緊急の必要により競争に付することができない場合。
- 四 既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用について著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- 五 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れるとき。
- 六 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買入れ若しくは借入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき（物件の買入れ又は借入れの場合にあつては、当該物件を同号に規定する救済施設が生産する場合に限る。）。

（随意契約に関する記録）

第20条 会社は、特定調達契約につき随意契約によつた場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも3年間保管するものとする。

（調達先の決定に関する公示）

第21条 会社は、特定調達契約につき、一般競争等の落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方（以下「調達先」という。）を決定したときは、その翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

- 一 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- 二 契約担当者の氏名並びにその所属する部等の名称及び所在地
- 三 調達先を決定した日
- 四 調達先の氏名及び住所
- 五 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- 六 契約の相手方を決定した手続
- 七 一般競争等による場合には、一般競争公告等を行った日
- 八 随意契約の場合にはその理由
- 九 その他必要な事項

（苦情の処理）

第22条 会社は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指名するものとする。

(特定調達契約に関する統計)

第23条 社長は、経済産業省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、経済産業省に送付するものとする。

(決裁)

第24条 第6条第1項の公示、同条第3項の認定及び通知、第8条第1項の公告、第10条第1項の認定及び通知、第11条第1項の基準の設定及び公示、第12条の指名及び通知、第14条の作成、第15条の公告、第17条の決定及び通知、第18条及び第20条の記録の作成並びに第21条の決定及び公示について、契約担当者は、所属するグループ及び部又は支店の長並びに調達・管理グループ長の承認並びに総務部長、担当役員（執行役員を含む）又は社長の決裁を得なければならない。

(規則の改正)

第25条 この規則は、取締役会の決議を経て随時、改正することができる。ただし、部署名等の変更については、その限りでない。

(主管部)

第26条 この規則の主管部署は、総務部調達・管理グループとする。

附 則

この規則は、2017年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、2019年2月1日から実施する。

附 則

この規則は、2021年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、2026年2月27日から実施する。